

【新薬の宣伝許可に関する取り決め】

2023.10月

新薬などを当院で宣伝・紹介する場合は、以下の項目を遵守してください。

発売日、薬価が決定していない場合は、原則、宣伝許可はしていません。この場合は、お知らせのみ(MONITARO)のメッセージに添付するか郵送してください。

ただし、発売日決定前に情報提供が必要な場合は、理由を添えて薬剤課長にご相談ください。

1、発売日決定後、下記の資料を郵送してください。送り先は以下となります。

〒902-8588
沖縄県那覇市与儀 1 丁目 3 番 1 号
沖縄赤十字病院 薬剤部
医薬品情報担当者宛
「〇〇〇〇」の▲▲▲情報在中

- ① 医薬品添付文書
- ② インタビューフォーム
- ③ 「使用上注意」の解説
- ④ 適正使用ガイド
- ⑤ 配合変化表
- ⑥ 製品情報概要(パンフレット)」
- ⑦ 医薬品情報提供資料(別紙1)
- ⑧ 審査報告書(審査報告(2)の項目のみ)
- ⑨ 当該医薬品に関するその他の情報(文献、対象疾患ガイドライン等)
- ⑩ 同種同効薬等がある場合は、製剤の比較表などの資料
- ⑪ その他、必要と思われる情報

2、資料を薬剤部で確認後、必要時、ヒアリングを行います。薬剤部から日程調整について(MONITARO)で連絡します。宣伝許可についてはヒアリング時にお伝えします。

3、後発品(BS以外)および剤形追加、既存薬の合剤などに関しては、発売日決定後、資料としてパンフレットのみ郵送し、紹介を開始してください。

4、BSは新薬と同様の手続きをとってください。

沖縄赤十字病院 薬剤部
薬剤課長
医薬品情報室